非常災害発生時における業務継続計画

法人名	株式会社 SUS	種別	障がい児通所支援施設
代表者	折口　永昇	管理者	折口　永昇
所在地	大阪府羽曳野市西浦 5 丁目 155-15	電話番号	072-921-9063

目次

1. 総論 1
（１） 基本方針 1
（２） 推進体制 1
（３） リスクの把握 2
① ハザードマップなどの確認 2
② 被災想定 3
（４） 優先業務の選定 4
① 優先する事業 4
② 優先する業務 4
（５） 研修・訓練の実施、ＢＣＰの検証・見直し 4
① 研修・訓練の実施 4
② ＢＣＰの検証・見直し 4
2. 平常時の対応 5
（１） 建物・設備の安全対策 5
① 人が常駐する場所の耐震措置 5
② 設備の耐震措置 5
③ 水害対策 5
（２） 電気が止まった場合の対策 6
（３） ガスが止まった場合の対策 6
（４） 水道が止まった場合の対策 7
① 飲料水 7
② 生活用水 7
（５） 通信が麻痺した場合の対策 7
（６） システムが停止した場合の対策 8
（７） 衛生面（トイレ等）の対策 8
①トイレ対策 8
② 汚物対策 8
（８） 必要品の備蓄 9
（９） 資金手当て 10
3. 緊急時の対応 10
（１） ＢＣＰ発動基準 10
（２） 行動基準 10
（３） 対応体制 11
（４） 対応拠点 11
（５） 安否確認 11
① 利用者の安否確認 11

② 職員の安否確認 12
（６） 職員の参集基準 12
（７） 施設内外での避難場所・避難方法 13
（８） 重要業務の継続 13
（９） 職員の管理(ケア) 14
① 休憩・宿泊場所 14
② 勤務シフト 14
（１０） 復旧対応 15
① 破損個所の確認 15
② 業者連絡先一覧の整備 15
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応） 15
4. 他施設との連携 15
（１） 連携体制の構築 15
① 連携先との協議 15
② 連携協定書の締結 15
③ 地域のネットワーク等の構築・参画 16
（２） 連携対応 16
① 事前準備 16
② 利用者情報の整理 16
③ 共同訓練 16
5. 地域との連携 17
（１） 被災時の職員の派遣 17
（２） 福祉避難所の運営 17
① 福祉避難所の指定 17
② 福祉避難所開設の事前準備 17
6. 通所系・固有事項 17
＜更新履歴＞ 18

１．　総論

（１） 基本方針

施設・事業所等としての災害対策に関する基本方針を記載する。

①利用者の安全確保：
災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して利用者の安全確保に努める。

②サービスの継続：
利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

③職員の安全確保：
職員の生命を守り、生活の維持に努める。

（２） 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

（記入フォーム例）

主な役割	部署・役職	氏名	補足
・対策本部組織の統括 ・緊急対応に関する意思決定	対策本部長	折口　永昇	
・対策本部長のサポート ・対策本部の運営実務の統括 ・関係各部署への指示	事務局長	北田　亜希	
・対策本部長のサポート ・関係各部署との窓口	事務局長	越智　礼乃	
・避難 ・手当 ・安全確保	こぎつねくらぶ	芦山　名月	
・避難 ・手当 ・安全確保	こぎつねくらぶ fartlek	中野　美里	

（３） リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

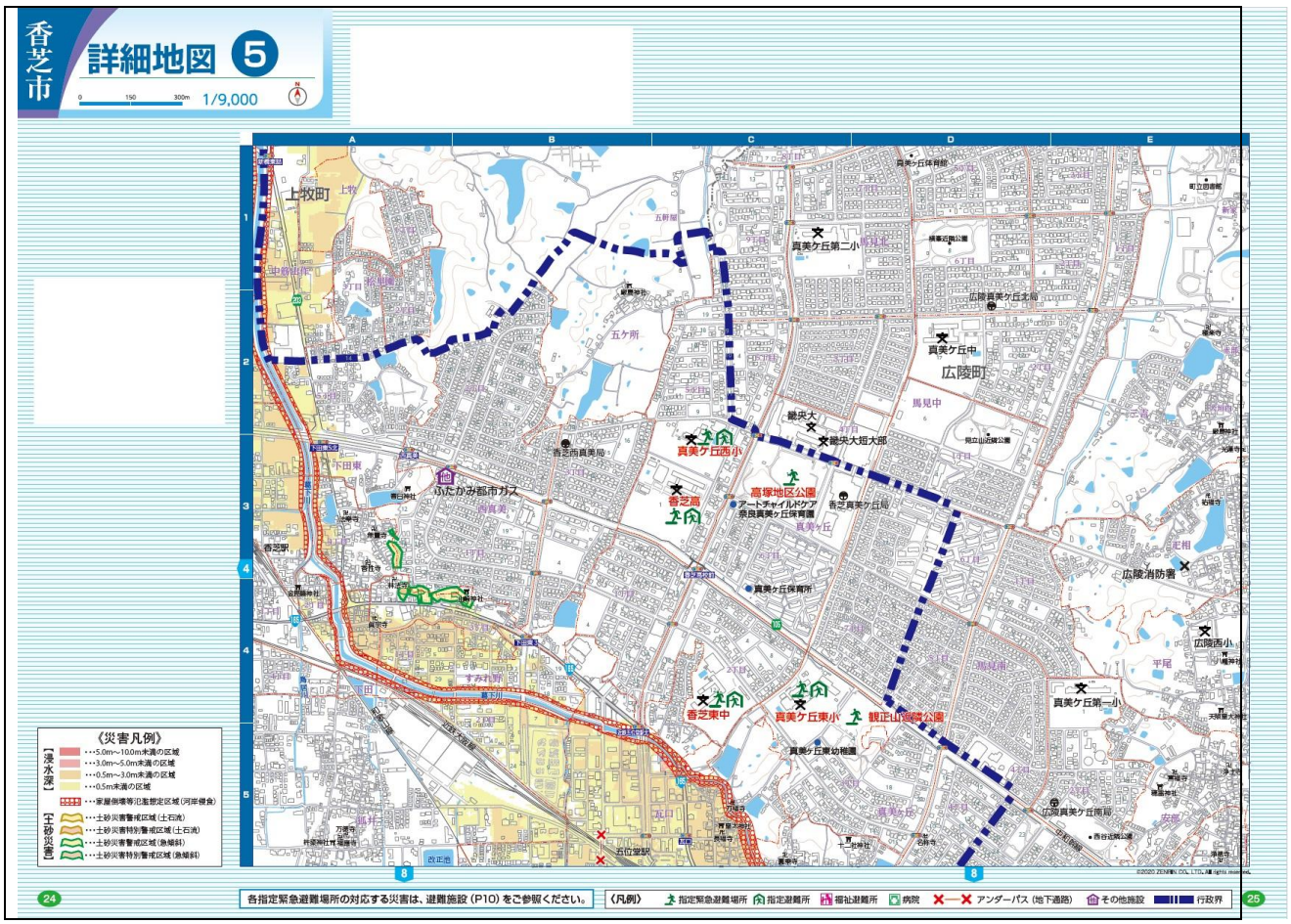

② 被災想定

大きな被害が予想される災害について、自治体が公表する被災想定を整理して記載する。

【自治体公表の被災想定】

＜項目例＞
●香芝市地域防災計画より抜粋。（平成 26 年作成）
地震の規模　1、マグニチュード 8.0　　中央構造線断層帯(長さ７４ｋｍ)
　　2、マグニチュード 8.6　　海溝型（東南海・南海地震同時発生）

地震発生時　冬の朝 5 時及び冬の夕方 6 時（火災による被害も含む。）

気象条件　平均風速 10m/秒

＜交通被害＞
道路：３～７日で仮復旧（迂回路が利用できる想定）。１～２日で仮復旧（迂回路が利用できる想定）
橋梁：迂回路を含め、３～７日で仮復旧。迂回路を含め、１～３日で仮復旧。
鉄道：１か月。２週間

＜ライフライン＞
上水：３週間（震度７）
下水：３週間（震度７）
電気：１週間（震度７）
ガス：５週間（都市ガス）（震度７）
通信：１週間（津波の被害がない想定）（震度７）

【自施設で想定される影響】

自治体発表の被災想定から自施設の設備等を勘案のうえ記載する。また、時系列で整理することを推奨する。

＜記入フォーム例＞

	当日	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目	９日目
電力	電力なし→			復旧	→	→	→	→	→
飲料水	備蓄分→							給水車	→
ガス	復旧	→	→	→	→	→	→	→	→
携帯電話	停止（必要分のみ確保。）→			復旧	→	→	→	→	→
道路	通行止め→		部分復旧→						

（４）優先業務の選定

① 優先する事業

複数の事業を運営する施設・事業所等では、どの事業（入所、通所、訪問等）を優先するか（どの事業を縮小・休止するか）を法人本部とも連携して決めておく。

＜優先する事業＞
（１）放課後等デイサービス
（２）児童発達支援
＜当座休止する事業＞
（１）特になし

② 優先する業務

上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。

（記入フォーム例）

優先業務	必要な職員数	
	午前	午後
直接支援	４人	４人

（４） 研修・訓練の実施、ＢＣＰの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

訓練実施の方針、頻度、概要等について記載する。

●以下の教育を実施する。
（１）入職時研修
・時期：入職時
・担当：施設長
・方法：ＢＣＰの概念や必要性、非常災害に関する情報を説明する。
（２）ＢＣＰ研修（全員を対象）
・時期：毎年４月
・担当：主任
・方法：ＢＣＰの概念や必要性、非常災害に関する情報を共有する。
●以下の訓練(シミュレーション)を実施する。
・時期：毎月１回
・担当：施設長
・方法： 各施設ごとに非常災害をを想定し、避難訓練等を行う。

＊訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

② ＢＣＰの検証・見直し

評価プロセス（対策本部で協議し、責任者が承認するなど）や定期的に取組の評価と改善を行うことを記載する。

●以下の活動を定期的に行い、ＢＣＰを見直す。
・ＢＣＰに関連した最新の動向を把握し、ＢＣＰを見直す。
・教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてＢＣＰを見直す。
・訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をＢＣＰに反映させる。

＊継続してＰＤＣＡサイクルが機能するよう記載する

２．平常時の対応

（１） 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
こぎつねくらぶ 香芝市真美ケ丘 2 丁目 13-5 2F	建築基準法上の基準を満たしている 2012 年 3 月建築	
こぎつねくらぶ fartlek 香芝市西真美 2 丁目 1-30	建築基準法上の基準を満たしている 2010 年 3 月建築	

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
ロッカー等の設備	転倒防止の対策を行う。	
パーテーション	転倒防止の対策を行う。	
パソコン本体	重要なデータは、バックアップをとり、保管する	
消火器等の設備	設備点検の実施と設置場所の確認	
避難経路の確保	必要に応じて飛散防止フィルム等の措置を行う。	

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

水害対策

対象	対応策	備考
施設周辺	側溝や排水溝は掃除	
逆流防止	トイレ等の排水溝からの逆流防止	
屋外重要設備	受電・変電設備の浸水対策	

（２） 電気が止まった場合の対策

被災時に稼動させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
情報機器： パソコン、テレビ、インターネットなど	カーナビ、iphone でのテザリング機能を使用
冷蔵庫・冷凍庫	クーラーボックス、保冷剤の活用
照明器具、冷暖房器具	
その他、代替の電源を考える	乾電池：単一２本、単二２本、 単三１０本、単四１０本 自動車のバッテリーや電気自動車の電源を活用する事も有用である。 自動車のシガレットの変換器

（３） ガスが止まった場合の対策

※ガス機器は使用していないため未記入。

被災時に稼動させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
暖房機器	
調理器具	
給湯設備	
その他、代替の熱源を考える	

（４） 水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活用水の確保を記載する。

① 飲料水

●飲料水を以下の計算式に従い用意する。
調理に水が必要、近隣避難者の受入れ等を考慮し多めの備えが必要
２リットル/人/日 × 15 人分（職員を含める） × ７日（最低３日）＝リットル

●飲料水用のペットボトルなどの保管方法を検討する。
利用者の状況によっては、あらかじめ居室に配布するなど工夫することも一案である。
利用者の状況によっては、使用する階の倉庫に保管するのが望ましい。

●飲料水は、定期的に使用し、新しいものと入れ替える。

＊備蓄の場合は、備蓄の基準（2㍑ペットボトル●本（●日分×●人分）などを記載）

② 生活用水

●対応策（確保策）
衛生面を考慮しつつ、地下水（井戸水）の利用を検討する。

●対応策（削減策）　生活用水の多くは「トイレ」「食事」「入浴」で利用
「トイレ」では、簡易トイレやオムツの使用
「食事」では、紙皿・紙コップの使用
「入浴」では、清拭で対応

＊貯水槽を活用する場合は容量を記載。ポリタンクを準備する場合は容量と本数を記載。

（５） 通信が麻痺した場合の対策

被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メール)などについて、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。

→　携帯電話／携帯メール／ＰＣメール／ＳＮＳ等

●被災時は固定電話や携帯電話が使用できなくなる可能性があるため、複数の連絡手段で関係機関と連絡が取れるように準備する。

●通信機器、通信機器のバッテリー（携帯電話充電器、乾電池等）を確保する。

●対応策（代替え通信手段）
携帯電話メール、公衆電話。

●被災地では電話がつながりにくくなるため、同じ被災地域にいる人同士が連絡を取ろうとしても、連絡が取りづらくなることがある。そういった際には、例えば遠方の交流のある施設などを中継点とし、職員・施設が互いに連絡を入れるなど、安否情報や伝言などを離れた地域にいるところに預け、そこに情報が集まるようにしておく。※
※　三角連絡法

（６） システムが停止した場合の対策

電力供給停止などによりサーバー等がダウンした場合の対策を記載する（手書きによる事務処理方法など）。

・ 浸水リスクが想定される場合はサーバーの設置場所を検討する。

・ データ類の喪失に備えて、バックアップ等の方策を記載する。

●BCP 等の災害対策の文書類はデータでの保存だけでなく、すぐに使えるよう印刷してファイル等に綴じて保管しておく。手書きによる事務処理方法なども検討する。 パソコン、プリンター等の稼働が必要な機器の対応策を検討する。 ●対応策 PC、サーバ、重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管しておく。 PC、サーバのデータは、定期的にバックアップをとっておく。 いざという時に持ちだす重要書類をあらかじめ決めておく。

（７）衛生面（トイレ等）の対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を記載する。

① トイレ対策

【利用者】

●トイレ対策としては、簡易トイレ、仮設トイレなどを検討する。 ●電気・水道が止まった場合、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを使用するよう案内をする。（周知が遅れると、汚物があふれて処理業務が発生するため）。

【職員】

・女性職員のために、生理用品などを備蓄しておく。 ・利用児童の使用方法と同様に対応する。

② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物の処理方法。

●排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉し、利用者の出入りの無い空間へ、衛生面に留意して隔離、保管しておく。 保管場所：施設裏

（８） 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する）。
定期的にリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的に買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
アルファ米	10 食	5 年	各施設倉庫	各施設リーダー
缶詰	10 個	5 年	各施設倉庫	各施設リーダー
カップ麺	10 個	5 年	各施設倉庫	各施設リーダー
水 2ℓ×6 本	4 個	2 年	各施設倉庫	各施設リーダー
お茶 2ℓ×6 本	4 個	2 年	各施設倉庫	各施設リーダー

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
絆創膏	1 箱	5 年	非常災害バック	各施設リーダー
消毒液	1 本	5 年	非常災害バック	各施設リーダー
脱脂綿	1 個	5 年	非常災害バック	各施設リーダー
綿棒	1 箱	5 年	非常災害バック	各施設リーダー
包帯	1 個	5 年	非常災害バック	各施設リーダー
湿布	10 枚	2 年	非常災害バック	各施設リーダー
保冷剤	5 個	2 年	非常災害バック	各施設リーダー

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
ティッシュペーパー	10 箱	施設入口付近	各施設リーダー
タウパー	10 個	施設入口付近	各施設リーダー
ウェットティッシュ	10 個	施設入口付近	各施設リーダー
トイレットペーパー	10 個	施設入口付近	各施設リーダー

（９）資金手当て

災害に備えた資金手当て（火災保険など）を記載する。

緊急時に備えた手元資金等（現金）を記載する。

・東京海上日動火災保険の事業所用保険に加入している。 ・緊急時の資金については、事務局長に運営費として現金を一定金額預けている。

＊地震保険の保険契約については地域によって制限がある。

3.緊急時の対応

（１） ＢＣＰ発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けて BCP を発動する基準を記載する。

【地震による発動基準】 ＜地震＞ 本書に定める緊急時体制は、香芝市周辺において、震度 5 強以上の地震が発生したとき。 対策本部の体制（代行者を含む）を決める。 推進体制の構成メンバーに記入する。 【水害による発動基準】 ＜水害＞　避難する時間も考慮して考える。 ・施設所在地の都道府県で大型台風の直撃が見込まれる場合。 ・警戒レベル３の気象庁の大雨・洪水・高潮注意報が発令した場合。

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
折口　永昇 折口　彩香	北田　亜希 越智　礼乃	芦山　名月 中野　美里

（２） 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

・利用児童と職員自らの生命を守る行動を心がける。 ・家族にも平時から説明しておくことが望ましい。

（３） 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

(1)　情報班（対策本部長、事務局長）
・行政や外部機関と連絡を取り、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ、各施設リーダーに報告する。
・利用者家族へ利用者の状況等を連絡する（可能であれば、LINE・SNS をメインとする）

(2)　消化班（各施設常勤者）
・地震発生直後は直ちに火元の点検・確認を行い、発火防止に努め発火の際は消化に努める

(3)　応急物資班（事務局長）
・食料や飲料水などの確保に努め炊き出しや飲料水の配布を行う

(4)　安全指導班（各施設常勤者及びパート、アルバイト職員）
・利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する。リーダーの指示があれば利用者の避難誘導を行う

(5)　救護班（各施設常勤者及びパート、アルバイト職員）
・負傷者の救出、応急手当及び病院等の搬送を行う

(6)　地域班（対策本部長、事務局長、各施設リーダー）
・地域住民や近隣施設と共同し救護活動、ボランティア受け入れ体制の整備や対応を行う

（４） 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第１候補場所	第２候補場所
こぎつねくらぶ fartlek 事務所 香芝市西真美２丁目 1-30	こぎつねくらぶ事務所 香芝市真美ケ丘２丁目 13-5　2F

（５） 安否確認

① 利用者の安否確認

震災発生時の利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく（別紙で確認シートを作成）。なお、負傷者がいる場合には応急処置を行い、必要な場合は速やかに医療機関へ搬送できるよう方法を記載する。

【安否確認ルール】
・緊急フェイスシートを非常災害バックに入れて保存しておく。

【安否確認シート　例】

利用者氏名	安否確認	容態・状況
	無事・死亡・負傷・不明	
	無事・死亡・負傷・不明	

② 職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく（別紙で確認シートを作成）。

（例）携帯電話、携帯メール、ＰＣメール、ＳＮＳ等

【施設内】

・サービス提供中に被災した場合は、利用者の安否確認とあわせて安否確認を行い、各施設リーダーがとりまとめる。

【職員の安否確認シート　例】

職員氏名	安否確認	自宅の状況	家族の安否	出勤可否
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題なし	無事・死傷有 備考（　　）	可能・不可能 備考（　　）
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題なし	無事・死傷有 備考（　　）	可能・不可能 備考（　　）

【自宅等】

・自宅等で被災した場合（自地域で震度 5 強以上）は、①電話、②LINE、③災害用伝言ダイヤルで、施設に自身・家族の安否情報及び出勤可否を報告する。

（６） 職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。

●参集基準

＜初動職員＞

対象職員:対策本部長、事務局長、施設リーダー

地震　香芝市周辺において、震度５強以上の地震が発生

水害　大雨警報（土砂災害)、洪水警戒が発表されたとき。

　　台風により高潮注意報が発表されたとき。

昼間　全員

夜間　対策本部長、事務局長

＜その他の職員＞

対策本部長の指示に従い、求めがあった場合

●下記に該当する場合は、参集基準に該当する場合においても、原則、参集の対象外とする。

・自宅が被災した場合

・自身または家族が負傷し、治療等が必要な場合

（７） 施設内外での避難場所・避難方法

地震などで一時的に避難する施設内・施設外の場所を記載する。また、津波や水害などにより浸水の危険性がある場合に備えて、垂直避難の方策について検討しておく。

【施設内】

	第１避難場所	第２避難場所
避難場所	多目的スペース	集団活動スペース
避難方法	徒歩	徒歩

【施設外】

	第１避難場所	第２避難場所
避難場所	奈良県立香芝高等学校	・真美ケ丘東小学校 ・真美ケ丘西小学校
避難方法	両施設より 徒歩・・・10 分 送迎車・・5 分	こぎつねくらぶ（真美ケ丘東小学校） 徒歩・・・5 分 送迎車・・3 分 こぎつねくらぶ fartlek（真美ケ丘西小学校） 徒歩・・・5 分 送迎車・・3 分

（８） 重要業務の継続

優先業務の継続方法を記載する（被災想定（ライフラインの有無など）と職員の出勤率と合わせて時系列で記載すると整理しやすい）。

経過目安	発生後６時間	発災後１日	発災後３日
職員数	出勤率３０％	出勤率 70%	出勤率 90%
	３名	５名	７名
在庫量	90%	70%	20%
ライフライン	停電、断水	停電、断水	断水
重要業務の基準	安全と生命を守るための必要最低限	ほぼ通常、一部減少・休止	ほぼ通常
医療的ケア	必要に応じて	必要に応じて	ほぼ通常
食事の回数	減少	昼	ほぼ通常
食事支援	必要な方に支援	必要な方に支援	ほぼ通常
排泄支援	必要な方に支援	必要な方に支援	ほぼ通常
水分補給	必要な方に支援	必要な方に支援	ほぼ通常

（９） 職員の管理(ケア)

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	宿泊場所
各施設事務所	こぎつねくらぶ fartlek
各施設静養室	こぎつねくらぶ

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

【災害時の勤務シフト原則】
●震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。
参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう、災害時の「勤務シフト」原則を検討しておく。
＜勤務シフトの原則＞　最低週１日は休日とする

（１０） 復旧対応

① 破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所確認シートを整備し、別紙として添付しておく。

＜建物・設備の被害点検シート例＞

対象		状況（いずれかに〇）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	水道	利用可能／利用不可	
	電気	通電　／　不通	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	・・・		
建物・設備（フロア単位）	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	・・・		

② 業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先一覧を準備しておく。

業者名	連絡先	業務内容
冨士建設工業株式会社	072-257-8249	内装、リフォーム
ケイオートサービス	090-3720-8129	自動車
シャープ株式会社	070-6911-1794	通信機器

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めて記載する。

・情報発信にあたっては、管理者を含む複数人の合議を踏まえて行う。
・発表にあたっては、利用者及び職員のプライバシーに配慮する。

4. 他施設との連携

（１） 連携体制の構築

① 連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

他の放課後等デイサービスと経営資源の共有をはかる事が、地域福祉の向上につながると考えていないため、連携する予定はない。両施設の運営体制の強化を図る。

② 連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

現在のところ、予定はない。

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所等の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所等を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
まるはしファミリークリニック	0745-43-9240	内科、小児科

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容

（２） 連携対応

① 事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。

法人内で情報を共有している。2 施設での運営体制の強化を図っていく。

②利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などに、あらかじめまとめておく。

法人内で情報共有している。2 施設での運営体制の強化を図っていく。

③共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

法人内で情報共有している。2 施設での運営体制の強化を図っていく。

5. 地域との連携

（１） 被災時の職員の派遣

（災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録）

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

災害時に、公的な対策本部の要請があれば、対応していく

（２） 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所としての必要な備えはないが、利用児童の家族等からの要請で申し出があればその都度対応していきたい。

② 福祉避難所開設の事前準備

物資等については、積極的開設ではないので教室で用意するのではなく、利用希望者のご家庭毎の対応を求める。一般避難所の利用が困難と予想される利用児童の保護者には、平時に説明をして自助努力に対応して頂く。また開設時の運営は、対策本部長、事務局長、各施設リーダーが対応にあたることとする。

6. 通所系・固有事項

【平時からの対応】
- サービス提供中に被災した場合に備えて、利用者の緊急フェイスシートを作成しておく。学校等と連携し、利用者ひの安否確認の方法等を確認しておくこと。
- 平時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関(行政、自治会、利用者が併用している施設やサービス等)と良好な関係を築くこと。

【災害が予想される場合の対応】
- 台風や積雪などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止や縮小を余儀なくされる事を想定し、あらかじめ基準を定めておくとともに、学校等にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明しておく。
- 必要に応じてサービスの前倒し等も検討する。

【災害発生時の対応】
- サービスの提供を長期間休止する場合は、各自治体の障害福祉課へ確認のうえ必要に応じて、法人内の他事業所を利用したサービスへの変更を検討する。
- 利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族等への安否状況の連絡を行う。
- 利用者の安全確保や家族等への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。
- 帰宅にあたって、可能であれば利用者家族等の協力を得て行う。
- 帰宅が困難な利用者は、香芝市との協議の上、対応を検討する。

＜更新履歴＞

更新日	更新内容	更新者
令和６年２月１日	非常災害時事業継続計画作成	折口
令和７年２月１日	非常災害時事業継続計画見直し	折口